⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は無効とする。また、入札時に単価表の提出のない者の行った入札書は無効とする。なお、提出された単価表を審査した結果、真摯な見積もりを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

⑷　落札決定の取り消し等　申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。

⑸　配置予定主任（監理）技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、２⑸に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

⑹　契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする、詳細は特記仕様書等による。

⑺　「調査基準価格」を下回る入札を行った者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

⑻　専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

⑼　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

⑽　提出された競争参加資格確認資料は、原則として返却しない。

⑾　手続における交渉の有無　無

⑿　契約書作成の要否　要

⒀　不落後の特命契約の有無　無

⒁　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　無

⒂　技術提案のプレゼンテーションを実施する。（入札説明書参照）

⒃　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、４⑴に同じ。

⒄　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

⒅　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Ikuo Okuwaki, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Shin-Tomei Expressway Isehara JCT

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 25 February 2013

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 1 : 30 P.M. 7 May 2013. Provided that all participants are chosen as for tenders, due date for the submission of tenders : 1 : 30 P.M. 12 April 2013

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺　Contact point for tender documentation : Contract team, corporate Department. Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

平成25年度において日本たばこ産業株式会社の競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

なお、競争契約は、下記１⑴①～④および⑵①に掲げる調達機関ごとに行います。

平成 25 年１月 10 日

日本たばこ産業株式会社
調達部長　宇佐見卓也

◎調達機関番号　108　◎所在地番号　13

１　調達する物品の種類（契約の種類）ごとの調達機関（納入場所）

⑴　燃料油類（物品の購入）

①　郡山工場　福島県郡山市外河原８－１

②　東日本原料本部　福島県須賀川市茶畑町25－１

③　東海工場　静岡県磐田市西之島78－３

④　西日本原料本部　熊本県合志市幾久富1568－３

⑵　燃料ガス類（物品の購入）

①　岡山印刷工場　岡山県岡山市御津高津120―12

２　申請の時期

平成25年１月10日から平成25年２月３日

３　申請の方法

⑴　日本たばこ産業株式会社所定の申請書を使用すること。

⑵　申請書用紙及び申請書提出要領の配付場所　下記１⑶にて配付する。

⑶　申請場所

〒150―8505 東京都渋谷区南平台町５－１ 日本たばこ渋谷ビル　ＪＴ東京調達サービスセンター　電話03―6830―1830　ＦＡＸ03―5456―2659

⑷　申請書の提出方法　申請場所に持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便）による。

⑸　申請書等の作成に用いる言語

日本語に限る。

４　競争に参加することができない者

⑴　成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人または破産の宣告を受けた者で復権を得ていない者

⑵　次の各号に該当する者であって、その事実のあった日から２年を経過していない者

①　契約有資格者の調査にあたり、虚偽の申告をした者

②　契約にあたり談合を行い、会社に不利益を及ぼした者

③　次のイからニの事由により、契約を解除された者

イ　正当な事由なくして契約期間内に履行を完了しなかった場合または履行完了の見込みのない場合

ロ　契約の履行につき不正行為が存在し、会社に著しく不利益を及ぼした場合

ハ　契約の履行に関し、故意に会社の社員の指揮監督に従わなかった場合

ニ　法令または契約の条項に基づく会社の正当な権限の行使を妨害し、または虚偽の行為により会社に不利益を及ぼすと認める場合

④　工事代金の前払金に関する保証金の徴収処分を受けた者

⑶　その他契約責任者において競争に加わらせることが著しく不適当と認められる者